

千葉県

帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針

平成21年8月

平成29年3月

千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会

## 目 次

はじめに	1
I. 帰宅困難者等の発生と課題	
1. 千葉県内及び県外への通勤・通学による大量の 帰宅困難者の発生	2
2. 大規模集客施設における大量の滞留者の発生	3
3. トイレ、休憩所、物資等の不足、避難所の 運営等の混乱	3
II. 千葉県における帰宅困難者等対策の基本的な考え方	
1. 役割分担と連携・協力体制の構築	4
2. 市町村の実情に即した対策の検討	4
3. 適切な情報提供による混乱の抑制	4
4. 個人で準備・行動できることの普及・啓発	5
III. 帰宅困難者・滞留者対策の推進	
1. 普及・啓発の実施と平常時からの備え	5
2. 一時滞在施設の確保	7
3. 発災直後の混乱防止	7
4. 大規模集客施設やターミナル駅における滞留者への支援	8
5. 円滑な徒歩帰宅のための支援	9
6. 避難所における帰宅困難者等対応の明確化	9
7. 帰宅困難者等の代替搬送	10
8. 帰宅困難者・滞留者対策の推進体制の構築	11
○ 参考資料 1 帰宅困難者等対策の取組み主体と役割(イメージ)	
○ 参考資料 2 千葉県における帰宅困難者等対策の手順(イメージ)	

## はじめに

千葉県の特徴に応じた帰宅困難者等対策について、国の中央防災会議が発表した「首都直下地震避難対策等専門調査会報告」（平成 20 年 10 月）及び首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が発表した「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告」（平成 24 年 9 月）を踏まえたうえで、千葉県として取り組むべき項目等を「千葉県における帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針」としてまとめる。

千葉県における帰宅困難者等対策は、関係機関が連携・協力して各種の取組みを実施することにより、発災時の混乱を防止するとともに、一人でも多くの者が家族のもとに安全に帰宅できるようにすることを目的とする。

なお、参考資料 1（帰宅困難者等対策の取組み主体と役割）及び参考資料 2（千葉県における帰宅困難者等対策の手順）は、具体的な対策を検討・実施していくためのイメージを示したものであり、今後の取組みの中で、適宜、見直しを図っていくものとする。

### 【帰宅困難者等とは】

震災時には、鉄道等の交通網の支障により通勤・通学先や外出先等から自宅まで帰宅することが困難となる者の発生が予想される。このうち、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な者を「帰宅困難者」といい、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な者を「徒歩帰宅者」という。「帰宅困難者等」とは、「帰宅困難者」と「徒歩帰宅者」の双方を指す概念である。また、帰宅困難者等のうち大規模集客施設やターミナル駅等で滞留する者を「滞留者」という。

「帰宅困難者」と「徒歩帰宅者」は、東日本大震災の帰宅実態調査結果に基づく帰宅困難率をもとに、平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書では下記のとおり定義されている。

地震発生時の外出者のうち、

- ・ 代表交通手段が徒歩・自転車の場合、災害時においても徒歩・自転車で帰宅すると考えられる→全員が「帰宅可能」→「徒歩帰宅者」
- ・ 代表交通手段が鉄道、バス、自動車、二輪車の場合、公共交通機関の停止等により、これらの交通手段による帰宅は当分の間は困難であり、比較的短距離の場合は徒歩で帰宅し、遠距離の場合は帰宅が難しい状況となると考えられる→外出距離に応じて按分。

具体的には、東日本大震災の帰宅実態調査結果に基づく外出距離別帰宅困難率を下記のとおり設定し、帰宅困難者数を算定。

$$\text{当日帰宅困難率}\% = (0.0218 \times \text{外出距離km}) \times 100$$

\*なお、「首都直下地震避難対策等専門調査会報告」では、「帰宅困難者等」を、公共交通機関の運行停止等により自宅への帰宅を断念する者と遠距離を徒歩で帰宅する者を指す「帰宅困難者」と、近距離を徒歩で帰宅する者を指す「近距離徒歩帰宅者」の両方を含む用語として定義している。

## I. 帰宅困難者等の発生と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の際には、鉄道の運行停止や道路の大規模な渋滞などの影響により、千葉県内で52万人の帰宅困難者が発生した（内閣府推計）とされている。

また、平成25年度に政府が公表した被害想定調査では、首都直下地震が発生した場合、千葉県を含む1都4県で約640万人から約800万人の帰宅困難者が発生すると想定している。

さらに、平成28年度に県が公表した「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書」では、千葉県北西部直下地震（マグニチュード7.3）が発生した場合、千葉県内で約74万人の帰宅困難者が発生し、さらに県外で帰宅困難となる千葉県民は約74万人と想定している。

東日本大震災において大量に発生した帰宅困難者による混乱は、帰宅困難者対策を一層強化する必要性を顕在化させた一方で、種々の被害想定調査結果における膨大な数の帰宅困難者等は、行政機関における「公助」の限界を示しているといえる。

よって、帰宅困難者等への対応は、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠であり、今後の対策の強化のためには、県、市町村、民間企業等が個別に取組を進めるだけでなく、各機関が連携・協働した取組を進めることが重要である。

### 1. 千葉県内及び県外への通勤・通学による大量の帰宅困難者等の発生

#### (1) 人や自動車の集中による混乱

震災直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれるおそれがあるほか、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により死傷するおそれもある。

また、徒歩や自動車による帰宅は、道路の混雑を助長し、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急対策活動を妨げるおそれがある。

#### (2) 情報の不足と通信網の混乱

家族の安否や自宅の被害状況など、必要な情報が入手できない場合、個人や組織が安全な行動のための判断が出来ないおそれがある。

また、固定電話や携帯電話（音声）は、発災時には利用が急増し、使用できないおそれがあり、災害用伝言ダイヤルも、アクセスが集中して処理能力を超えた場合には、つながらない場合がある。

#### (3) 初期応急対策活動における行政支援の限界

県や市町村の初期応急対策活動では、救命救助・消火等を優先するため、帰宅困難

者等への行政による支援に限界が生じるおそれがある。

#### (4) 収容施設の限界

受入能力を超える大量の帰宅困難者等を避難所等の施設に収容した場合、避難してきた住民を受け入れることができない状況となるおそれがある。

#### (5) 備蓄物資の限界

帰宅支援施設等において十分な物資が備蓄されていない場合、帰宅困難者等のための飲料水や食料、毛布などの必需品が不足するおそれがある。

## 2. 大規模集客施設<sup>1</sup>やターミナル駅における大量の滞留者の発生

### (1) 従業員等を除いた「組織に属さない」滞留者が大量に発生

観光客や買い物客などの「組織に属さない」滞留者に対しては、情報の提供や避難誘導などについて、従業員等と同じような支援が行き届かないおそれがある。

### (2) より遠方からの来場者への対応

観光等で海外や首都圏以外の地域からの来場者も多く、長期間の滞留が難しい滞留者が多く発生するおそれがある。

### (3) 徒歩で帰宅する者の立ち寄りやターミナル駅周辺の混乱の発生

都市部の大規模集客施設には、当該施設で発生する滞留者に加え、沿道を徒歩で帰宅する者が多数立ち寄る可能性がある。また、ターミナル駅には、鉄道の運行の期待や情報等を求めて多くの者が集まってくる可能性があり、大量の滞留者が発生するおそれがある。

## 3. トイレ、休憩所、物資等の不足、避難所の運営等の混乱

徒歩で帰宅する人々により、沿道では飲料水やトイレ等に対する大きな需要が発生する。特に沿道の避難所等には、地域の避難者はもとより、飲料水やトイレ等を求めて徒歩で帰宅する者が多数訪れることが想定される。

しかしながら、避難所は、地域住民の避難生活を支援する施設として指定されていることから、帰宅困難者等に対して十分な対応ができず、トイレ、休憩場所、物資等の不足や避難所の運営等の混乱が生ずるおそれがある。

\* 帰宅困難者等に係る内閣府によるアンケート結果<sup>2</sup>によると、千葉県では、

<sup>1</sup> 大規模集客施設：都市計画法では、床面積1万㎡以上の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等と定義されているが、基本的指針においては、成田国際空港、東京ディズニーリゾート、幕張メッセなど、大規模な滞留者の発生が見込まれる施設を想定している。

<sup>2</sup> 「帰宅困難者等に係る市区町村の対策状況」（平成19年内閣府アンケート結果）

- ①トイレ及び休憩所（滞在場所）の確保について困難な状況が起こる可能性が「大いにある」、「ある」と回答した市町村の割合が約 65%
- ②帰宅困難者等が集まってくることによりスペースや食料等の不足など、避難所運営が混乱する可能性が「大いにある」、「ある」と回答した市町村の割合が約 60%
- ③避難所運営マニュアルに帰宅困難者への対応方法を記載していると回答をした市町村の割合が 0%  
となっている。

## Ⅱ. 千葉県における帰宅困難者等対策の基本的な考え方

「Ⅰ. 帰宅困難者等の発生と課題」と「千葉県地域防災計画」を踏まえ、千葉県における帰宅困難者等対策の基本的な考えを以下に定める。

### 1. 役割分担と連携・協力体制の構築

帰宅困難者等対策は、関係機関の連携と協力なしに実施することは極めて難しい。

千葉県は、成田国際空港や東京ディズニーリゾート、幕張メッセといった日本有数の大規模集客施設を有しており、自治体と企業が協力して果たしうる役割は大きいことから、県、市町村、警察・消防、交通事業者、大規模集客施設事業者、企業・学校等、個人など、それぞれの役割分担を明確化するとともに、連携・協力体制の構築を図る。

なお、各主体の基本的な役割の主なものは次のとおりであるが、具体的な対策の検討・実施にあたっては、関係機関が連携・協力して取り組むこととする。

主体	主な役割
県	広域的な対策及び市町村への支援の実施
市町村	自区域内における帰宅困難者・滞留者の保護・誘導等の実施
警察・消防	帰宅困難者・滞留者の誘導・交通規制等の実施
交通事業者	駅周辺の帰宅困難者・滞留者の安全確保・誘導・帰宅支援等の実施
大規模集客施設	施設内の帰宅困難者・滞留者の安全確保・誘導・帰宅支援の実施
企業・学校等	従業員や来訪者、児童生徒等の安全確保・誘導・帰宅支援の実施
個人	家庭での行動ルール・安否確認方法の確認、備蓄の実施

### 2. 市町村の実情に即した対策の検討

千葉県には、公共交通機関が途絶することにより帰宅困難者等が生じる地域や、車を利用する観光客や通勤者が多く、道路の渋滞等による影響が考えられる地域、昼夜間の人口移動が小さく帰宅困難者等が生じにくい地域等、様々な地域があることから、それぞれの実情を考慮した対策の検討を行う。

### 3. 適切な情報提供による混乱の抑制

人の集中による混乱や被害は、むやみに移動を開始することが主な原因であることか

ら、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、複数の安否確認手段の使用について広報等を実施し、併せて早期の情報提供体制の確立を図る。

#### 4. 個人で準備・行動できることの普及・啓発

災害時には共助・公助による対応には限界があり、「自らの命は自らで守る」、「自分のことは自分でやる」といった自助が基本となる。

個人が、事前に準備・行動できること、すべきことを知ることは、大きな混乱や不安を防ぐことにつながり、諸問題の解決の糸口になり得ることから、個人で準備・行動できることをまとめ、普及・啓発を図る。

### Ⅲ. 帰宅困難者・滞留者対策の推進

今後、取り組むべき対策の基本項目を、以下にまとめる。これらの対策項目について、個人、民間事業者、行政機関がそれぞれの取組みを進めていくとともに、関係機関による連携・協力体制を構築し、具体的な対策を推進していく。

#### 1. 普及・啓発の実施と平常時からの備え

##### (1) 基本原則等の周知・徹底

###### ① 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底【県・市町村】

災害時に多くの人が一斉に帰宅を始めると、優先されるべき救命・救助活動の妨げとなるだけでなく、転倒や火災、沿道の建物からの落下物などにより負傷する可能性があることを、県民や事業者に分かりやすく伝える。

###### ② 交通規制計画の周知による車両帰宅の抑制【県・市町村】

発災直後の交通の混乱や事故を防止し、災害応急対策が円滑に行われるよう道路の区間又は一定地域について、交通規制計画によって災害応急対策に従事する車両以外の車両が通行を禁止・制限されること等を周知する。

###### ③ 企業等における施設内待機【民間事業者】

一斉帰宅に伴う混乱を回避するとともに、従業員等の安全確保を図るため、従業員等を施設内に待機させるための計画の策定や、施設の安全確保に努める。

##### (2) 安否確認手段の周知・広報と安否確認体制の確立の呼びかけ

###### ① 複数の安否確認手段を使用することの周知・広報【県・市町村】

電子メールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板、SNSなど、複数の安否確認手段を使用できるようにしておく必要があることを周知する。

###### ② 安否確認手段の使用順位等を決めておくことの周知・広報【県・市町村】

日頃から家族で、災害時に使用する複数の安否確認手段とその使用順位等を決めておく必要があることを周知する。また、どの安否確認手段がどの程度つな

がりやすいのか等について情報提供を行う。

③ 企業等における安否確認体制の確立の呼びかけ【県・市町村、民間事業者】

発災時の事業継続のためにも、従業員や家族等の安否を迅速に確認することが重要であることから、防災計画や事業継続計画(BCP)等に、業務形態に即した具体的な確認方法を記載し、従業員等に周知・徹底することを呼びかける。

④ 学校等における安否確認体制の確立の呼びかけ【県・市町村】

児童生徒が登下校時や学校にいる時間に発災した場合、学校及び児童生徒と保護者との間の安否確認を迅速に行うことが必要となる。様々な状況に応じた安否確認の方法を構築し、周知することを呼びかける。

(3) 企業・学校等への一時収容対策等の呼びかけ【県・市町村、学校、民間事業者】

平常時からの備えの重要性を企業・学校等へ呼びかけ、特に従業員や教職員、児童生徒の一時収容対策の重要性と効果について周知・広報を行う。

また、組織は組織で対応することを原則とし、自助の観点から、以下の項目を企業・学校等の防災計画や事業継続計画（BCP）の中に位置付け、実践することを呼びかける。

- 「むやみに移動を開始しない」という基本原則を従業員等に周知すること
- 翌日帰宅や時差帰宅を実施する等の行動ルールをあらかじめ整備するとともに、従業員等に周知すること
- 企業・学校等に対し、従業員等や教職員等の収容の重要性について周知・広報すること
- キャビネット、コピー機等じゅう器類の移動・転倒・落下防止対策を実施すること
- 事業所内に従業員等が滞在するための食料・飲料水、災害用トイレ等の備蓄や体制の整備を図ること
- 外出中の従業員等の行動ルールの明確化を図ること
- 学校における食料・飲料水、災害用トイレの備蓄等の準備、教職員が学校に留まる場合の体制の構築を図ること

(4) 組織に属さない帰宅困難者等への対応の検討と準備の呼びかけ【県・市町村、民間事業者】

組織に属さない帰宅困難者や徒歩で帰宅する者の立ち寄り対策のため、大規模集客施設事業者、交通事業者を中心に、以下の項目について検討・実践することを呼びかける。また、必要に応じて支援を実施する。

- 訪問者・利用者の食料・飲料水、非常用トイレ等の備蓄、滞在スペースの確保などの準備、対応を図ること
- ホール、競技場、百貨店等における多数の利用客の誘導を実施すること
- 帰宅困難者等対策を事業継続計画（BCP）や企業の社会的責任（CSR）の観点で捉え直し、平常時から普及・啓発を図り、対応訓練を実施すること



(5) 個人への啓発【県・市町村、個人】

必要な物資の準備など個人で準備・行動できることをまとめ、社会的な意義を含め自助の重要性を啓発し、具体的な行動策の普及を図る。

2. 一時滞在施設の確保

(1) 県、市町村、事業者の役割分担【県・市町村、民間事業者】

駅周辺や路上等で被災した外出者は、帰宅が可能となるまでの間、待機する場所がないと想定される。

このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための施設（一時滞在施設<sup>3</sup>）を確保することとし、その役割分担は以下による。

- ・ 県 県有施設を一時滞在施設として指定するとともに、広域的な立場から国・事業者団体に対して一時滞在施設の提供について協力を求める。
- ・ 市町村 市町村有施設を一時滞在施設として指定するとともに、地元の事業者等に協力を求め、国・民間の施設を一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。
- ・ 事業者等 市町村の要請に応じ、受け入れ可能な場合は、管理する施設を一時滞在施設として提供する。

(2) 平常時の支援【県・市町村】

一時滞在施設は、共助の観点から施設管理者の善意で運営されているものであることから、一時滞在施設の役割や利用方法、施設管理者が対応できない事項があるといった留意事項を、県民に対して啓発する。

また、施設管理者と関係機関との連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

3. 発災直後の混乱防止

(1) 早期の情報提供による混乱の抑制と一斉帰宅の抑制

① 「むやみに移動を開始しない」こと等の呼びかけ【県・市町村】

公共交通機関が停止し、膨大な数の徒歩で帰宅する者の発生が懸念される場合は、防災行政無線や防災情報メール、SNS等の広報手段を活用するほか、マスコミ等の協力を得て、速やかに「むやみに移動を開始しない」ことを呼びかける。

また、安否確認等のためには、電子メールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。

② 鉄道運行状況等に関する早期情報提供体制の確立【県・市町村、民間事業者】

帰宅困難者等が適切な判断のもと円滑に行動できるよう、公共交通機関と連携してインターネット等を活用した鉄道運行状況等に関する早期情報提供体制の確立を図る。

③ 交通規制の実施に関する早期情報提供体制の確立【県・市町村、民間事業者】

<sup>3</sup> 災害時に帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設

交通の混乱や事故の防止、緊急道路の確保など、災害応急対策が円滑に実施できるよう、規制に係る区域や道路規制区間など交通情報に関する早期情報提供体制の確立を図る。

#### 4. 大規模集客施設やターミナル駅における滞留者への支援

##### (1)大規模集客施設・ターミナル駅における利用者保護

大規模集客施設や駅の事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への案内や誘導手順について、あらかじめ検討しておく。

##### (2)関係機関との協力による混乱防止・円滑な誘導體制の整備

###### ①一時滞在施設の指定・確保【県・市町村】

公的施設や民間施設事業者と協定等を結ぶこと等により、帰宅が困難な滞留者を受け入れるための一時滞在施設を指定・確保するとともに、平常時より周知・広報を行う。

また、発災時の運営についてもあらかじめ定めておく。

さらに、物資や受入人数等の施設間での調整を行うため、県、市町村、一時滞在施設間での情報提供の方法を検討する。

###### ②一時滞在施設への誘導【県・市町村】

適切な滞在所を確保できない滞留者を、周辺事業者・自治会等と連携して一時滞在施設等へ誘導する。また、発災時に円滑に対応するため、平常時より必要な資機材を準備するとともに、誘導手順を定め、関係者間で役割分担を決めておく。

###### ③ 要配慮者への対応【県・市町村、民間事業者】

高齢者、障害者、妊婦又は乳児連れの方など（要配慮者）への対応として、受入スペースの一部を優先スペースにする等の一時滞在施設等における適切な配慮措置について検討する。

###### ④ 観光客等への情報提供の充実【県・市町村、民間事業者】

滞留者の中には観光客など周辺の地理に不案内な者も多いと考えられることから、外国人を含む観光客向けに、発災時の行動を示したパンフレット（電子媒体を含む）を作成するとともに、観光関係団体、観光事業者等と協力してこれを配布し、発災時の的確な行動について周知・広報する。

###### ⑤ 駅周辺における混乱防止等【県・市町村、民間事業者】

駅周辺には大量の滞留者が集中するため、行政による対応だけでは限界があることから、行政、鉄道事業者、駅周辺事業者等が問題意識を共有するとともに、対応のための組織づくり(駅周辺協議会をはじめとする、関係者で構成される協議会等)が必要であり、関係者が連携して、情報提供や適切な誘導など、混乱防止のための計画を作成・実施する。

## 5. 円滑な徒歩帰宅のための支援

### (1)支援体制の構築

#### ①帰宅支援対象道路の選定と広域連携体制の構築・運用【県・市町村】

東京都が指定している帰宅支援対象道路との接続を考慮し、混雑が予想される地域を中心に帰宅支援対象道路として4ルート（松戸、市川、市川う回、浦安）の選定を行ったところである。引き続き安全に自宅まで帰るためのルートの検討を進めるとともに、徒歩で帰宅する者に対する支援に関し、広域的な連携体制の構築と運用を図る。

#### ②帰宅支援施設<sup>4</sup>の設置・運営【県・市町村】

大量の徒歩で帰宅する者の通過が予想される沿道を中心に、必要な情報や物資の提供等の支援を行う帰宅支援施設の設置・運営について検討する。

### (2)情報・物資等の提供

#### ①発災時における情報収集・提供【県・市町村】

関係機関と協力し、道路や駅周辺での混雑の状況や、避難所の設置状況等の情報を、徒歩で帰宅する者に提供する体制を検討・構築する。

#### ②沿道の自治会、事業者等による支援【県・市町村、民間事業者】

行政、沿道の自治会、事業者等が連携して、徒歩で帰宅する者に必要な物資等（飲料水、食料、災害用トイレ等）を確保し、帰宅支援施設等で提供する体制を構築する。

#### ③災害時帰宅支援ステーションにおける支援【県・市町村】

県、市町村及び九都県市の広域連携を通じてコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等と災害時帰宅支援ステーションとして協定を締結し、これらの施設が可能な範囲内で、徒歩で帰宅する者に対し、飲料水やトイレ、情報等を提供する。また、平常時より、これらの施設が災害時における支援場所であること等を広報する。

### (3)救急・救護体制等の検討【県・市町村】

徒歩で帰宅する者による混雑が生じる恐れがある場所等では、混乱により、体調を悪くする人や死傷者が発生することも想定されるため、救急・救護体制や死傷者の輸送体制等について、医療関係者のほか、地域コミュニティ、災害ボランティア等の協力も含めた役割分担を検討する必要がある。また、帰宅支援対象道路沿いの医療機関や救護所に係る情報提供の方法等についても検討していく。

## 6. 避難所における帰宅困難者等対応の明確化

### (1)避難所における帰宅困難者等対応方針の明確化【市町村】

帰宅困難者の支援は避難所の本来の役割には含まれていないが、発災時には帰宅困難者が支援を求めて避難所を訪れることも想定される。

よって、避難所の運営等の混乱防止と避難者及び帰宅困難者等への支援を円滑に実

<sup>4</sup> 帰宅支援施設：帰宅支援対象道路等の沿道において、帰宅困難者等へ水、食料、トイレ等の物資の支援を行う施設

施するため、各避難所における帰宅困難者等対応の方針（避難所と同一敷地内に一時滞在できる場所の確保を検討する、周辺の一時滞在施設を案内する等）をあらかじめ定めておく。

#### (2)市町村の実情を考慮した避難所と帰宅支援施設等の併用【市町村】

市町村の実情を考慮して帰宅支援施設や一時滞在施設が避難所と併用が可能と判断される地域では、併用時の運営体制等をあらかじめ定めておく。

### 7. 帰宅困難者等の代替搬送【県・市町村、民間事業者】

#### (1) 代替搬送の対象者

地震が発生した場合には、鉄道等の公共交通機関が長期間にわたり運行を停止することが想定されているが、鉄道の代替搬送手段となりうるバス・タクシーや船舶等は、輸送力に限りがあるため、代替搬送の対象者を限定する必要がある。

よって、徒歩による帰宅が可能な者に対しては徒歩帰宅を促すこととし、自力での徒歩帰宅が困難な高齢者、障害者、妊婦、乳幼児連れの方などの要配慮者（特別搬送者）を搬送する手段として、代替搬送を検討する。

#### (2) 代替搬送の方法

##### ① バス・タクシーによる輸送の検討

特別搬送者が都心から郊外に向けて移動する手段として、バス・タクシーを使った代替輸送について検討する。

搬送拠点（起点）から搬送拠点（終点）までの搬送についてはバスを利用し、搬送拠点（終点）から自宅までの搬送についてはタクシーを利用する。搬送拠点は、駅前バスターミナル、オープンスペース等が候補となるため、各地域で対象地点を検討する。

公共交通機関や大規模集客施設とともに利用可能な台数や効果的な輸送ルート等について検討し、緊急通行車両の登録を行う。

##### ② 鉄道の折り返し運転とバス輸送の連携の検討

鉄道は、安全が確認されたところから順次折り返し運転が可能になると考えられるため、鉄道の折り返し駅とバス輸送の連携について検討を行う。

また、外国人観光客等への対応のため成田国際空港への代替搬送についても併せて検討を行う。

##### ③ 船舶による搬送の検討

バスや鉄道等の交通手段に加え、船舶による代替搬送について、九都県市首脳会議等の広域的な枠組みにおいて検討する。国や自衛隊、九都県市をはじめ、事業者や港湾施設の所有者・管理者等と連携し、輸送ルート等について検討を行う。

#### 8. 帰宅困難者・滞留者対策の推進体制の構築【県・市町村、民間事業者】

全県的に帰宅困難者等対策を推進していくための母体として、県や市町村、警察・消防、大規模集客施設事業者や交通事業者、経済団体など、多くの関係機関で構成される組織として、「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」を設立した。今後も構成員間での連携を確認するとともに、具体的な対策の検討を進める。

さらに、県内の主要な駅に市町村が主体となる「駅周辺帰宅困難者等対策連絡協議会」を設立し、各地域の実情に応じた対策を検討するとともに、訓練等を実施することにより、関係機関の連携を確認し、併せて地域の住民及び関係事業者への周知を行う。

## 帰宅困難者等対策の取組み主体と役割（イメージ）

帰宅困難者等対策については、広域的な対応が不可欠であり、これを実効的に推進するため、取組みの主体とそれぞれの役割を明確化するとともに、相互に連携・協力する仕組みづくりを行う。

なお、以下に記載した取組み主体とそれぞれの役割は、今後の具体的な対策を検討・実施していく中で、適宜、見直しを図っていくものとする。

### 1. 取組み主体

取組み主体は、以下のとおりとする。

- (1) 国、九都県市による広域連携
- (2) 千葉県
- (3) 市町村
- (4) 警察・消防
- (5) 交通事業者
- (6) 大規模集客施設事業者
- (7) 企業・学校等
- (8) 個人

### 2. 相互の連携を強化するため、以下の連絡協議会を設置する。

- (1) 千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会
  - ① 構成メンバー：県、市町村、経済団体、警察・消防、交通事業者、大規模集客施設事業者、経済団体等とする。
  - ② 目的：恒常的に設置される全県的な組織として、帰宅困難者等対策に係る情報交換や意見調整を行う。
  - ③ その他：帰宅支援対象道路の選定や帰宅支援施設の設置等の具体的な課題については、個別に部会等を設けて検討していく。
- (2) 駅周辺帰宅困難者等対策連絡協議会
  - ① 構成メンバー：県、市町村、交通事業者、警察・消防、周辺事業者等とする。
  - ② 目的：個別の駅単位に混乱の発生・拡大防止のための計画の策定や連携・協力のための仕組みづくりを進め、発災時における支援体制の構築を図る。

### 3. 市町村の区分

想定される状況により市町村を以下の2つに区別する。

- (1) **区分 A**：電車による通勤・通学者が多く帰宅困難者等を多数生じる地域、多くの徒歩帰宅者の立ち寄りが考えられる沿道地域（都市部、ベッドタウン等）  
千葉市、船橋市、習志野市、浦安市、市川市、松戸市、柏市、野田市、流山市、白井市、印西市、鎌ヶ谷市、我孫子市、佐倉市、八千代市、四街道市、八街市、成田市、市原市

- (2) **区分 B**：車を利用する観光客や通勤者が多く、帰宅困難者等问题よりも車の渋滞等による影響が考えられる地域及び、昼夜間の人口移動が小さく帰宅困難者等が生じにくい地域  
上記以外の市町村

#### 4. 各主体の役割

取組み主体が行う主な役割を別表のとおりまとめる。また、役割分担におけるポイントを以下に記述する。

##### (1) 平常時のポイント

- ① 県は、行動ルール等の普及・啓発を主体的に実行するとともに、連絡協議会を運営し、連携・協力体制を構築する。
- ② 帰宅支援対象道路の選定と帰宅支援施設<sup>1</sup>及び一時滞在施設<sup>2</sup>の指定調整は、広域的な事項であるため県が行う。帰宅支援施設及び一時滞在施設の指定は、市町村が行う。
- ③ 連絡協議会を通じて大規模集客施設事業者、交通事業者、企業等と連携を図り、「組織に属さない帰宅困難者等」や「徒歩帰宅者の立ち寄り」の対策強化のため、帰宅支援施設や一時滞在施設の指定を民間事業者に拡大する。

##### (2) 発災時のポイント

- ① 帰宅支援施設のうち、県有施設の運営は、原則として県が行う。
- ② 帰宅支援施設と一時滞在施設の運営は、原則として市町村が行う。
- ③ 市町村が災害により甚大な被害を被った場合等については、県を中心とした広域的な支援体制を検討する。

---

<sup>1</sup>主として、帰宅困難者等の水、食料、トイレ等、物資の支援を行う。具体的には、地域の避難所に指定されていない市民会館、市民ホール等の公的施設等を活用することが考えられる。原則として避難所と異なる施設を指定するが、区分 B とした市町村等で需要が小さいと予想される場合は避難所と重複しても良い。

<sup>2</sup>主として、帰宅困難者等の宿泊・仮眠支援を行う。具体的には沿道の公的施設や民間施設（映画館やホテル等）を活用することが考えられる。需要超過等による大きな混乱が起きないと予想される場合は帰宅支援施設と重複しても良い。

帰宅困難者等対策の取組み主体と役割(イメージ例)

別表

		役 割				
		【 平 常 時 】			【 発 災 時 】	
		体制整備	普及・啓発	食料・物資等の準備	情報収集・提供	支援・一時収容
主体	国・九都県市(広域連携)	・広域連携体制の構築・調整 ・情報(ピクトグラム等)の規格化 ・情報収集・提供体制の構築(用語の統一、フォーマットの規格化)	・被災イメージの提示 ・行動ルール等の普及・啓発	-	・マスコミ等を通じた一元的な情報提供	・広域的な支援調整・応援
	千葉県	・情報提供体制の整備 ・帰宅支援対象道路の指定 ・帰宅支援施設の指定調整 ・一時滞在施設の指定調整 ・関係地方公共団体間の連携体制の構築	・県民への行動ルール等の普及・啓発(主) ・訓練等の企画・実施	・食料・物資等の準備を、企業等・学校等に呼びかけ ・帰宅支援施設、一時滞在施設の食料・物資等の準備を支援	・早期の情報提供(行動ルール等の呼びかけ) ・交通事業者・市町村等関係機関より情報収集→県民へ提供(国へ報告)	・市町村間の連絡・調整、協力体制の構築 ・企業等・学校等における一時収容の呼びかけ ・交通事業者と協力し代替輸送手段の確保 ・帰宅支援施設(県有施設分)の運営(原則として) ・道路の通行禁止等の実施
	市(区)町村	・情報提供体制の整備 ・輸送体制の確保 ・一時滞在施設の指定・周知 ・帰宅支援施設の指定・周知	・訓練等の企画・実施(主) ・県民への行動ルール等の普及・啓発 ・事業所指導・訓練指導	・帰宅支援施設、一時滞在施設の食料・物資等の準備を実施	・避難所、帰宅支援施設、一時滞在施設の利用状況等の情報収集→県へ提供 ・ローカルな情報を中心に、市町村民へ情報提供	・帰宅支援施設の運営 ・帰宅困難者等へ一時滞在施設を宿泊・仮眠施設として提供(原則として市町村の運営。運営は当該事業者) ・食料・物資等の配布 ・道路の通行禁止等の実施 ・避難勧告
	警察・消防	・【警察】混乱防止・誘導体制の整備 ・【警察】交通規制等の事前検討	・【警察】県民への行動ルール等の普及・啓発活動 ・【消防】事業所指導・訓練指導	・【警察】交通規制、誘導等に必要資機材の準備	・【警察】道路混雑状況等の情報を収集、提供 ・【消防】消防・救急関係の情報を収集、提供	・【警察】混乱防止・誘導の実施 ・【警察】一般車両に対する交通規制 ・【消防】避難指示・勧告
	交通事業者	・運行情報の収集・提供体制の検討・構築 ・場合により帰宅支援施設、一時滞在施設の指定受諾 ・自社代替輸送手段の検討 ・誘導体制の確保	・利用者への行動ルール等の普及・啓発 ・訓練等の企画・実施	・流通備蓄の活用について県等との連携体制の構築に努める。	・運行情報の把握 ・運行情報の提供(可能であれば一般個人までワンストップ提供)	・自社代替輸送の実施 ・駅の混乱防止等のための誘導 ・駅周辺帰宅困難者等対策協議会での取り決めに応じて、帰宅困難者等へ支援・一時滞在スペース提供
	大規模集客施設事業者	・帰宅困難者等対応マニュアルの策定 ・場合により帰宅支援施設、一時滞在施設の指定受諾	・利用者への行動ルール等の普及・啓発 ・訓練等の企画・実施	・混乱抑制のための食料・物資等の準備を実施(自主行動) ・徒歩帰宅支援施設、一時滞在施設の指定に応じ、県・市町村と共同で実施	・早期の情報提供(行動ルール等の呼びかけ) ・国や県からの情報の提供(被災状況等) ・施設における対応等の情報提供	・帰宅困難者等対策連絡協議会での取り決めに応じて、帰宅困難者等へ支援・一時滞在スペース提供
	企業・学校等(企業)	・自社対応マニュアルの策定(外出中の従業員等の行動ルールの明確化、訪問者等への対応方針を含む) ・従業員の安否確認方法の検討 ・従業員等の一時収容対策の促進 ・商工会議所等、地域の連携体制への参加・調整	・従業員等へ行動ルール等の普及・啓発 ・BCP,CSR計画等に応じた訪問者への普及・啓発 ・訓練等の企画・実施	・従業員用の備蓄の確保 ・BCP,CSR計画等に応じた訪問者用の備蓄の確保	・従業員等へ早期の情報提供(行動ルール等の呼びかけ) ・従業員等の安否情報等の提供 ・企業等における対応等の情報提供	・BCP計画等に応じた従業員への食料・物資・一時収容スペース・簡易毛布の提供 ・BCP,CSR計画等に応じた訪問者・徒歩帰宅者への食料・物資・一時収容スペース・簡易毛布の提供
	(学校)	・学校対応マニュアルの策定 ・保護者等との連絡体制、引渡しまでの生徒等保護体制の構築 ・地域の連携体制への参加・調整	・児童・生徒・教職員・保護者等へ行動ルール等の普及・啓発 ・訓練等の企画・実施	・児童・生徒・教職員等用の備蓄の確保 ・帰宅支援施設の指定を受けている場合、帰宅困難者等用の備蓄スペースの確保	・児童・生徒・教職員等へ早期の情報提供(行動ルール等の呼びかけ) ・学校等における対応等の情報提供	・マニュアルに応じた児童・生徒・教職員等用の一時収容スペース・簡易毛布の確保 ・一時滞在施設の指定を受けている場合、一時収容者のスペースを確保
	個人	・家庭で、発災時の行動について話し合い ・徒歩帰宅経路の確認	・家庭で行動ルール・安否確認方法等を確認 ・訓練等への参加	職場や学校に、自分の備蓄物資を準備(または職場・学校に備蓄がされているか確認)	・正確な情報収集 ・安否確認の実施	・職場や学校等で被災した際は、できるだけその場に滞留 ・やむを得ず徒歩で帰宅する場合や外出中に被災した場合は、安全な一時収容スペースで身の安全を確保
	帰宅困難者等対策連絡協議会	・自社等で発生する帰宅困難者の自社収容体制の促進 ・帰宅支援対象道路の選定等、課題ごとに検討部会を設置 ・徒歩帰宅者の一時滞在施設の指定調整・周知	県民への行動ルール等の普及・啓発	-	帰宅困難者等対策連絡協議会メンバーにおける情報共有を随時実施	-
駅周辺帰宅困難者等対策連絡協議会	・駅周辺における混乱防止のための対策検討(滞留者の誘導・支援、情報提供等)	県民への行動ルール等の普及・啓発	-	駅周辺帰宅困難者等対策連絡協議会メンバーにおける情報共有を随時実施	-	

\* 帰宅支援施設: 主として、帰宅困難者等の水、食料、トイレ等、物資の支援を行う。原則として、避難所と異なる。

\* 一時滞在施設: 主として、帰宅困難者等の宿泊・仮眠支援を行う。

\* 行動ルール等: むやみに移動を開始しない、複数の安否確認の実施、落ち着いて情報収集・行動、助け合って行動 など。

\* 帰宅困難者等に伝えることが望まれる情報: 安否確認方法に関する情報、被害状況に関する情報、鉄道等の公共交通機関に関する情報、帰宅にあたり注意すべき情報、支援情報、余震・気象情報 など。



## 千葉県における帰宅困難者等対策の手順（イメージ）

各主体別に、千葉県における帰宅困難者等対策の手順をチェックリスト形式でまとめる。行政編（県、市町村）、企業編（一般企業、集客施設）、学校編、個人編（会社員、児童・生徒及び保護者、買い物客）の4つに区分して作成した。

なお、各主体の対策の手順は、今後、具体的な対策を検討・実施していく中で、適宜、見直しを図っていくものとする。

### ① 行政編

#### ■ 県庁編

チェック	内 容
<b>【平常時】体制整備</b>	
<input type="checkbox"/>	交通事業者・大規模集客施設事業者、経済団体等を含む連絡協議会を立ち上げる。
<input type="checkbox"/>	広域的な立場から、駅や大規模集客施設周辺の混乱防止策について情報交換等を行う。
<input type="checkbox"/>	帰宅支援対象道路の選定を行う。
<input type="checkbox"/>	帰宅支援施設の指定調整を行う。原則として地域の避難所に指定されていない市民会館、市民ホール、県立学校等の公的施設等を候補とする。
<input type="checkbox"/>	一時滞在施設の設置を市町村に促す。
<input type="checkbox"/>	連絡協議会等を通じ、帰宅支援施設や一時滞在施設の指定を民間施設に拡大する。
<input type="checkbox"/>	単独の市町村で対応できない場合を想定し、連絡協議会等を通じ、大規模集客施設事業者等との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。
<input type="checkbox"/>	関係機関や帰宅支援施設等との連絡系統を確立し、通信手段の確保に努める。
<input type="checkbox"/>	職員の対応を検討し、事業継続計画（BCP）に記載しておく。
<b>【平常時】普及・啓発</b>	
<input type="checkbox"/>	千葉県における帰宅困難者等対策や複数の安否確認手段等について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会・訓練の実施等により普及啓発を図る。
<input type="checkbox"/>	「むやみに移動を開始しない」という基本原則を県民・事業者に周知する。
<input type="checkbox"/>	交通事業者・大規模集客施設事業者に対して、混乱防止のための対策を講じるように働きかける。
<input type="checkbox"/>	事業者に対して、従業員の一時収容について理解を求める。また来訪者や徒歩で帰宅する者の一時収容についても協力を求める。
<input type="checkbox"/>	徒歩帰宅訓練・滞留者対応訓練等を実施する。
<b>【平常時】食料・物資等の準備</b>	
<input type="checkbox"/>	食料・物資等の準備を、企業等に呼びかける。
<input type="checkbox"/>	帰宅支援施設や一時滞在施設における食料・物資等の準備を、市町村等に促す。
<b>【発災時】情報収集・提供</b>	
<input type="checkbox"/>	早期の情報提供（行動ルール等の呼びかけ）を行う。
<input type="checkbox"/>	鉄道運行状況等に関する情報や市町村等からの情報を収集・集約し、県民に提供する。また国へ報告する。

【発災時】支援・一時収容	
<input type="checkbox"/>	被災の状況により市町村間の連絡・調整、協力体制を構築する。
<input type="checkbox"/>	市町村に帰宅支援施設や一時滞在施設の運営指示（状況確認）を行う。また、県有施設における帰宅支援施設の運営を行う。
<input type="checkbox"/>	企業等・学校等における一時収容の呼びかけを行う。
<input type="checkbox"/>	バス・船舶による代替輸送手段を確保する。災害時要援護者を優先するなど、代替輸送におけるルールをあらかじめ検討しておく。
<input type="checkbox"/>	県庁等における帰宅困難者の一時収容等が可能なスペースや、飲料水、トイレ、情報等の提供について検討・実施する。
<input type="checkbox"/>	県の備蓄品や物資供給協定に基づき、スーパー等から供給される食料等の物資を、市町村に提供する。
<input type="checkbox"/>	付近を通行する人が支援を求めた場合は最寄りの支援場所（帰宅支援施設や一時滞在施設）を案内する。
<input type="checkbox"/>	道路管理者として、通行禁止等の措置を行う。

■市町村編

チェック	内 容
【平常時】体制整備	
<input type="checkbox"/>	帰宅支援施設を指定する。原則として地域の避難所に指定されていない市民会館、市民ホール、県立学校等の公的施設等を候補とする。
<input type="checkbox"/>	所管する施設で帰宅困難者等の受け入れが可能なものを一時滞在施設に指定する。また県民・事業者に周知する。
<input type="checkbox"/>	連絡協議会等を通じ、市町村内の大規模集客施設事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。
<input type="checkbox"/>	徒歩帰宅訓練・滞留者対応訓練等を実施する。
<input type="checkbox"/>	関係機関や一時滞在施設等との連絡体制を確立し、通信手段の確保に努める。
<input type="checkbox"/>	市町村における帰宅困難者の一時収容等が可能なスペースや、飲料水、トイレ、情報等の提供について検討し備蓄を行う。
<input type="checkbox"/>	職員の対応を検討し、事業継続計画（BCP）に記載しておく。
<input type="checkbox"/>	物資の配布等に係る輸送体制を確保する。
【平常時】普及・啓発	
<input type="checkbox"/>	県と共同で、徒歩帰宅訓練・滞留者対応訓練等を実施する。
<input type="checkbox"/>	県とともに、千葉県における帰宅困難者等対策や複数の安否確認手段等について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会・訓練の実施等により普及啓発を図る。
<input type="checkbox"/>	県とともに、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を市町村民・市町村内の事業者にも周知する。
<input type="checkbox"/>	県とともに、市町村内の事業者に対して、従業員の一時収容について理解を求める。また来訪者や徒歩で帰宅する者の一時収容についても協力を求める。
<input type="checkbox"/>	職員に、行動ルール等の普及・啓発を行う。

【平常時】食料・物資等の準備	
<input type="checkbox"/>	県とともに食料・物資等の準備を、企業等に呼びかける。
<input type="checkbox"/>	帰宅支援施設や一時滞在施設における食料・物資等の調達・準備を行う。
【発災時】情報収集・提供	
<input type="checkbox"/>	県とともに早期の情報提供（行動ルール等の呼びかけ）を行う。
<input type="checkbox"/>	市町村内の帰宅支援施設、一時滞在施設等の情報を収集し県へ報告する。
<input type="checkbox"/>	ローカルな情報を中心に、徒歩で帰宅する者や市町村民へ提供する。
【発災時】支援・一時収容	
<input type="checkbox"/>	帰宅支援施設や一時滞在施設の運営（委託している場合は当該施設事業者が運営）を行い、帰宅困難者等への支援を行う。適宜、状況を県へ報告する。
<input type="checkbox"/>	市町村内の企業等・学校等における一時収容の呼びかけを行う。
<input type="checkbox"/>	庁舎等における帰宅困難者の一時収容等が可能なスペースや、飲料水、トイレ、情報等の提供について検討・実施する。
<input type="checkbox"/>	付近を通行する人が支援を求めた場合は最寄りの支援場所（帰宅支援施設や一時滞在施設）を案内する。
<input type="checkbox"/>	道路管理者として、通行禁止等の措置を行う。

② 企業編

■一般企業編

チェック	内 容
<b>【平常時】体制整備</b>	
<input type="checkbox"/>	自社対応マニュアルを策定し、従業員等の行動ルール、訪問者等への対応方針の明確化を図る。
<input type="checkbox"/>	安否確認体制の確立について、防災計画や事業継続計画（BCP）の中で位置付け、実践する。
<input type="checkbox"/>	従業員等を一時収容するための体制を構築・推進する。
<input type="checkbox"/>	ライフラインが途絶した場合等の対応について検討しておく。
<input type="checkbox"/>	オフィス家具等の転倒防止対策を進める。
<b>【平常時】普及・啓発</b>	
<input type="checkbox"/>	「むやみに移動を開始しない」という基本原則や翌日帰宅、時差帰宅の効果・必要性について従業員等に周知しておくとともに、その実施方針を定めておく。
<input type="checkbox"/>	従業員等と会社との間の安否確認だけでなく、従業員等の家族との安否確認体制の確立について、企業等の防災計画や事業継続計画（BCP）の中で位置付け、実践する。
<input type="checkbox"/>	事業継続計画（BCP）、企業の社会的責任（CSR）等に応じた訪問者への普及・啓発を行う。
<input type="checkbox"/>	徒歩帰宅訓練・滞留者対応訓練等を実施する。
<b>【平常時】食料・物資等の準備</b>	
<input type="checkbox"/>	従業員等の3日程度の収容を考慮した食料・物資等の備蓄を行う。
<input type="checkbox"/>	企業の社会的責任（CSR）の観点で来訪者や徒歩で帰宅する者への支援を視野に入れた食料・物資の備蓄や休憩スペースの確保に努める。
<b>【発災時】情報収集・提供</b>	
<input type="checkbox"/>	従業員等へ早期の情報提供（行動ルール等の呼びかけ）を行う。
<input type="checkbox"/>	マスコミ等を通じた情報を随時収集し、必要な情報を従業員等へ提供する。
<input type="checkbox"/>	企業等における対応状況等の対外的な情報提供を行う。
<b>【発災時】支援・一時収容</b>	
<input type="checkbox"/>	事業継続計画（BCP）等に応じた従業員への食料・物資・一時収容スペース・簡易毛布の提供を行う。
<input type="checkbox"/>	事業継続計画（BCP）、企業の社会的責任（CSR）等に応じた訪問者・徒歩で帰宅する者への食料・物資・一時収容スペース・簡易毛布の提供に努める。
<input type="checkbox"/>	やむを得ず徒歩で帰宅する従業員等へ、必要な情報と物資の提供を行う。

■集客施設編（一般企業編との重複部分を除く）

チェック	内 容
<b>【平常時】体制整備</b>	
<input type="checkbox"/>	県が主催する連絡協議会等に参加し、連携体制を構築する。
<input type="checkbox"/>	県や市町村と協議の上、帰宅支援施設、一時滞在施設の指定を受諾する。
<input type="checkbox"/>	従業員等の行動ルールのみならず、来場者、徒歩で帰宅する者の立ち寄りを含む帰宅困難者等対応マニュアルを策定する。
<input type="checkbox"/>	従業員等の安否確認体制の確立について、企業等の防災計画や事業継続計画（BCP）の中で位置付け、実践する。
<input type="checkbox"/>	従業員等のみならず来場者等を一時収容するための体制を構築・推進する。
<input type="checkbox"/>	災害情報や鉄道運行情報等を来客者に伝えるための対策を検討しておく。
<input type="checkbox"/>	事前に所有する車両等を緊急車両登録するなど、長期間の滞在が困難な遠方からの来場者をターミナルや空港に輸送する体制の構築に努める。
<b>【平常時】普及・啓発</b>	
<input type="checkbox"/>	「むやみに移動を開始しない」という基本原則を中心に、行動ルール等を従業員等のみならず来場者等に広報する。
<input type="checkbox"/>	事業継続計画（BCP）、企業の社会的責任（CSR）等で来場者等への対応を明確化し、広報に努める。
<input type="checkbox"/>	来場者等を含む徒歩帰宅訓練・滞留者対応訓練等を実施する。
<b>【平常時】食料・物資等の準備</b>	
<input type="checkbox"/>	県・市町村と連携し、来客者等が施設内に一時的に待機することや徒歩で帰宅する者が立ち寄ることを想定した食料・物資等の備蓄、休憩スペースの確保を行う。
<b>【発災時】情報収集・提供</b>	
<input type="checkbox"/>	来場者等へ早期の情報提供（行動ルール等の呼びかけ）を行う。
<input type="checkbox"/>	国や県からの情報を随時収集し、必要な情報を来場者等へ提供する。
<input type="checkbox"/>	施設における対応状況等の情報提供を行う。
<b>【発災時】支援・一時収容</b>	
<input type="checkbox"/>	来場者等の安全確保ができるように避難誘導する。また、その後の帰宅行動が一時に集中することのないよう時差帰宅等を働きかける。
<input type="checkbox"/>	来場者等へ情報・物資等の支援を行う。また県・市町村と連携し、帰宅困難者等の支援や一時収容を行うよう努める。
<input type="checkbox"/>	施設への受入れが困難な場合には、最寄りの帰宅困難者等支援広場を案内する。
<input type="checkbox"/>	施設内のけが人の救護、病弱者・子供・高齢者の保護を行うほか、施設外の被災者に対しても可能な限り救護、保護を行う。

③ 学校編

チェック	内 容
<b>【平常時】体制整備</b>	
<input type="checkbox"/>	学校対応マニュアルを策定し、児童・生徒・教職員等、訪問者等への対応方針の明確化を図る。
<input type="checkbox"/>	保護者等との連絡体制、引渡しまでの児童・生徒等保護体制の構築を図る。
<input type="checkbox"/>	地域の連携体制へ参加し、発災時の対応について調整しておく。
<input type="checkbox"/>	ライフラインが途絶した場合の対応について検討しておく。
<input type="checkbox"/>	オフィス家具等の転倒防止対策を進める。
<b>【平常時】普及・啓発</b>	
<input type="checkbox"/>	「むやみに移動を開始しない」という基本原則を児童・生徒に周知する。
<input type="checkbox"/>	登下校時の発災に備え、児童・生徒の望ましい行動について防災教育の一環として周知しておく。
<input type="checkbox"/>	児童・生徒に対し、家族間で複数の安否確認方法を決めておくよう周知しておく。
<input type="checkbox"/>	帰宅困難者等問題について児童・生徒に話しておく。
<b>【平常時】食料・物資等の準備</b>	
<input type="checkbox"/>	児童・生徒及び教職員を一定期間（保護者による児童・生徒等の引き取りが行われるまでの期間等）収容するために必要な物資の備蓄を行う。
<input type="checkbox"/>	帰宅支援施設、一時滞在施設の指定を受けている場合は、帰宅困難者等用の休憩スペース等を確保する。
<b>【発災時】情報収集・提供</b>	
<input type="checkbox"/>	児童・生徒及び教職員等へ早期の情報提供（行動ルール等の呼びかけ）を行う。
<input type="checkbox"/>	マスコミ等を通じた情報を随時収集し、必要な情報を児童・生徒及び教職員等へ提供する。
<input type="checkbox"/>	学校等における対応状況等の対外的な情報提供を行う。（保護者への連絡を含む）
<b>【発災時】支援・一時収容</b>	
<input type="checkbox"/>	学校対応マニュアル等に応じた児童・生徒及び教職員等への食料・物資・一時収容スペース・簡易毛布の提供を行う。
<input type="checkbox"/>	帰宅支援施設、一時滞在施設の指定を受けている場合は、帰宅困難者等への備蓄スペース、休憩スペース等の提供を行う。

④ 個人編

■会社員編

チェック	内 容
<b>【平常時】 事前の備え</b>	
<input type="checkbox"/>	家族で発災時の行動について話し合っておく。「むやみに移動を開始しない」という基本原則に基づき、直ぐに帰宅しない場合があることを家族で確認しておく。
<input type="checkbox"/>	自宅の耐震化や家具等の転倒防止対策等を実施し、自宅の倒壊等や家族の死傷の要因を事前に減らしておく。
<input type="checkbox"/>	複数の安否確認手段を使用できるようにしておくとともに、その使用順位等を家族間であらかじめ決めておく。
<input type="checkbox"/>	翌日帰宅や時差帰宅のために会社で一定期間待機できるように、個人で最低限の備蓄をしておく。(または会社で備蓄されているか確認する。)
<input type="checkbox"/>	会社や地域で実施される訓練へ参加し、行動ルールを作り、家族や社内で確認しておく。
<b>【発災時】 発災時の対応</b>	
<input type="checkbox"/>	まず、身の安全を確保する。職場で被災した際は、できるだけその場に留まる。
<input type="checkbox"/>	デマ等に惑わされないよう、落ち着いて正確な情報の把握に努める。
<input type="checkbox"/>	あらかじめ決めていた安否確認手段で家族等に連絡を行う。(電話は輻輳しやすいので、できるだけ電子メール、災害用伝言板等を利用する。)
<input type="checkbox"/>	外出時に発災した際には、混雑している可能性のある駅周辺へは行かず、ラジオや携帯電話(Web等)等で情報を入手するとともに、事前に決めておいた外出時の行動ルールに従って行動する。
<input type="checkbox"/>	可能な状況であれば、会社等の所在地域及び居住地域における近隣との助け合いに取り組むとともに、ボランティア活動にも積極的に参加する。

■生徒及び保護者編

チェック	内 容
<b>【平常時】 事前の備え</b>	
<input type="checkbox"/>	学校の対応方針を確認し、家族で発災時の行動について話し合っておく。「むやみに移動を開始しない」という基本原則に基づき、学校に留まることがあることを家族で確認しておく。
<input type="checkbox"/>	家族との安否確認方法について、学校のルールを家族で確認しておく。
<input type="checkbox"/>	翌日帰宅や時差帰宅のために学校で一定期間待機できるように、個人で最低限の備蓄をしておく。(または学校で備蓄されているか確認する。)
<input type="checkbox"/>	学校で実施される訓練を生かして、行動ルールを作り、家族で確認しておく。
<b>【発災時】 発災時の対応</b>	
<input type="checkbox"/>	まず、身の安全を確保する。
<input type="checkbox"/>	発災時に校内にいる場合は教室等で待機し、慌てず先生の指示に従う(保護者の引き取りがあるまでは子どもだけで無理な帰宅はしない等)。
<input type="checkbox"/>	登下校時に発災した場合には、学校のルールに従い、身の安全に注意して行動する(下校時に学校に戻る方が近い場合には、途中の安全を確認しながら引き返す等)。
<input type="checkbox"/>	学校の指示に従い、家族間で決めておいた方法で自分の安全を家族に知らせる。
<input type="checkbox"/>	引渡しに関して必要なルールを学校と保護者との間であらかじめ決めておく。
<input type="checkbox"/>	年齢や状況に応じ、学校等の所在地域や居住地域における近隣との助け合いやボランティア活動に参加する。



■外出者編

チェック	内 容
<b>【平常時】 事前の備え</b>	
<input type="checkbox"/>	家族で発災時の行動について話し合っておく。「むやみに移動を開始しない」という基本原則に基づき、直ぐに帰宅しない場合があることを家族で確認しておく。
<input type="checkbox"/>	自宅の耐震化や家具等の転倒防止対策等を実施し、自宅の倒壊等や家族の死傷の要因を事前に減らしておく。
<input type="checkbox"/>	複数の安否確認手段を使用できるようにしておくとともに、その使用順位等を家族間であらかじめ決めておく。
<input type="checkbox"/>	地域で実施される訓練へ参加し、行動ルールを作り、家族で確認しておく。
<input type="checkbox"/>	外出時には、以下のようなことを実践するよう心がける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話等の予備のバッテリーを持ち歩く。</li> <li>・不案内なところに出かける時は、地図を持参する。</li> <li>・ペットボトルなどを持参する。</li> <li>・携帯トイレ（ポリ袋とティッシュペーパーなどでも可）を持ち歩く。</li> </ul>
<b>【発災時】 発災時の対応</b>	
<input type="checkbox"/>	まず、身の安全を確保する。むやみな移動はせず、外出先（訪問先）での誘導に従って、安全な場所でしばらく待機する。
<input type="checkbox"/>	デマ等に惑わされないよう、ラジオ等で情報を入手し、落ち着いて状況を確認する。
<input type="checkbox"/>	あらかじめ決めていた安否確認手段で家族等に連絡を行う。（電話は輻輳しやすいので、できるだけ電子メール、災害用伝言板等を利用する。）
<input type="checkbox"/>	救助を必要としている人、困っている人がいれば助け合い、可能な状況であれば、ボランティア活動にも積極的に参加する。